



鶴田町告示第3号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月27日

鶴田町長 相川正光



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
全 域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年2月26日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
・全 域 125経営体（法人7、個人105、集落営農2、その他団体11）
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
・担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
・地域農業の衰退を防ぐためには、担い手の確保がまず優先的な課題である。そのためには、新規就農者の定着と増加を促進させなければならない。集落（地区）内でも、地域農業の将来を担っていく後継者を農家子弟、新規参入者から確保し、育成していかなければならない。また、そうした新規就農者にも地域農業の支えとなる中心経営体となってもらい、地域農業を発展させる経営展開を目指していただきたい。
併せて、担い手の高齢化によって果樹園地の防除作業が困難になってくることが考えられる。既存の共同防除組合がより範囲を広げながら、これからの防除体制の中心となって取り組みを進め、安定した果樹生産を目指していただきたい。
また、主力となる米やりんごの高品質化を図り、さらには農産物の生産にとどまらず、農家女性らによる加工品づくりを進めるなど、新たな農業のあり方を展開していただきたい。